

# 人吉市農業委員会定例総会

(第1回)

平成29年1月25日

人吉市農業委員会

# 人吉市農業委員会定例総会会議録

平成29年1月25日

市役所仮本庁舎3階議員控室

## 議事日程

- 日程第 1 議第 1 号 農地法第3条の許可申請に対する許可の決定について  
日程第 2 議第 2 号 農地法第4条の許可申請に対する許可の決定について  
日程第 3 議第 3 号 農地法第5条の許可申請に対する許可の決定について  
日程第 4 議第 4 号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく農業委員会の意見決定について  
日程第 5 議第 5 号 非農地判断の一部取り消しについて

## その他協議報告事項

### ○ 出席委員（19名）

会 長	20番	小 園 隆 光
職務代理人	19番	北 村 和 人
委 員	1番	永 田 正 輝
同	2番	平 川 裕 征
同	3番	林 主 一
同	4番	上 村 邦 明
同	5番	今 井 二 郎
同	6番	猪 古 昭 洋
同	7番	中 村 隆 司
同	8番	才 尾 弘 太 郎
同	9番	宮 崎 右 男
同	10番	迫 田 幸 乃
同	11番	堤 千 鶴 子
同	12番	島 津 良 邦
同	13番	大 石 正 廣
同	14番	永 石 栄 二
同	15番	内 布 征 生

同 16番 上野博司  
同 17番 福屋智香子

議事録署名委員 9番 宮崎右男  
10番 迫田幸乃

職務のため総会に出席した事務局職員の職氏名

局 長 荒毛正浩  
次 長 和泉光代  
主 席 坂井正子  
主 任 堂坂高弘

開会：9時00分

- （議長）皆さんおはようございます。改めまして、明けましておめでとうございます。皆さんは輝かしい新春をお迎えになられたかと思います。本年もどうぞよろしく願い致します。残り半年の期間となりましたので、よろしくお願いしたいと思います。本日の会議は、出席委員数が定足数に達しておりますので成立いたしました。ただ今から、平成29年第1回人吉市農業委員会総会を開会いたします。本日の議事録署名委員に9番委員、10番委員を指名します。それでは議事にはいります。本日の議事日程の朗読を行います。事務局長お願いします。
- （事務局長）議事日程 朗読
- （議長）日程第1・議第1号を議題といたします。事務局次長お願いします。
- （事務局次長）日程第1・議第1号 朗読
- （議長）1番について9番委員の調査報告をお願いします。
- （9番委員）おはようございます。農地法第3条の許可申請に対する1番について調査報告をいたします。この案件に関しましては8月に生前贈与で案件があがっていましたが、一筆だけ漏れがありまして追加の案件になっております。土地の所在は記載

のとおりです。地目は田です。面積は1, 391 m<sup>2</sup>です。先ほど言いましたとおり親子関係の生前贈与になります。前回、許可を貰っておりますが漏れになりますので、内容的には同じになります。調査書をご覧ください。1番、4番、5番、7番に該当しないと判断いたしました。皆様のご審議の方よろしくお願い致します。

- （議長）ありがとうございました。ただ今の説明について質疑はありませんか。

「 なし 」の声

- （議長）質疑もないようですので、採決いたします。報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況を見て ）

- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって1番は原案可決いたしました。2番について1番委員の調査報告をお願いします。

- （1番委員）おはようございます。議第1号の農地法第3条の許可申請に対する2番の報告をいたします。議案書をご覧ください。農地の所在は記載のとおりです。地目は畑で農振区分は農用内、面積は1, 403 m<sup>2</sup>です。無償移転です。譲渡人、譲受人は記載のとおりで、場所は別紙位置図のとおりです。申請事由といたしましては、親子関係による生前贈与です。調査書をご覧ください。判断理由といたしまして、1番、4番、5番、7番に該当しないと判断いたしました。よって総合判断といたしまして許可相当と判断いたしましたので、皆様のご審議の方よろしくお願い致します。

- （議長）ありがとうございました。ただ今の報告について質疑はありませんか。

「 なし 」の声

- （議長）質疑もないようですので、採決いたします。報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況を見て ）

- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって2番は原案可決いたしました。日程第2・議第2号を議題といたします。事務局次長をお願いします。

○（事務局次長）日程第２・議第２号 朗読

○（議長）１番について１５番委員の調査報告をお願いします。

○（１５番委員）おはようございます。４条の１番についてご報告をいたします。農地の所在は記載のとおりです。地目は畑、農振区分は農用外。面積は２筆の４６８㎡です。申請人は記載のとおりです。転用目的は共同住宅です。施設等といたしまして、建物は二階建てで建築面積は１２２㎡、駐車場９０㎡、通路等２５６㎡となっております。転用理由は共同住宅の建設です。申請地はその他の農地、第二種農地で都市計画区域内、用途指定区域外で着工と完了は記載のとおりです。土地の選定理由ですが、申請地は周囲に住宅が建ち並び、私所有土地の中で近隣農地に及ぼす被害の最も少ない土地なので選定をしたということです。目的として二世帯用の共同住宅を申請地に建築することにより、遊休農地の利用とともに、賃貸住宅を運営することにより、その収益を生計費に充当したいためとされております。給排水計画になりますが、給水は市の上水道を利用するというごさいます。雨水は自然浸透、オーバーフロー分は側溝へ放流するというごさいます。生活雑排水、汚水は公共下水道で処理となっております。造成中の被害防除計画については、周囲は住宅でございまして、高さもあまり変わらず建築ブロックが現存するので支障はないということです。完成後の被害防除方策については、周囲に建築ブロックにメッシュフェンスを築造するというごさいます。調査書をご覧ください。一般基準の１番、３番、６番、８番に相当と判断いたしました。総合判断といたしまして、立地基準及び一般基準により、許可相当と判断をいたしました。皆さんのご審議の方よろしくごさいます。

○（議長）ありがとうございました。ただ今の報告について質疑はありませんか。

「なし」の声

○（議長）質疑もないようごさいますので、採決いたします。

報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（挙手の状況をみて）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって１番は原案可決いたしました。２番について１１番委員の調査報告をお願いします。

○（11番委員）2番についてご報告申し上げます。農地の所在は記載のとおりです。地目は畑で、農用地外です。面積は73㎡です。申請人は記載のとおりです。転用目的は駐車場となっております。申請人は庭に入らない車を近所の空き地を借りて駐車しておられましたがそこも駐車できなくなり、現在、菜園をしている場所を駐車場として使いたいということでした。場所は道路と宅地に接している農地で土砂の流出等の考えられる被害はないと思われます。実質調査表をご覧ください。農地の区分と転用目的、申請地は第一種農地であるが、居住する者の日常生活上必要な施設で集落にも接続しており、これに替わる代替地も考えられない立地条件であるので、問題なくやむを得ないと判断いたしました。一般基準として、1番、3番、6番に相当と判断いたしました。総合判断として、立地基準及び一般基準により、許可相当と判断されますので、ご審議の方よろしくお願い致します。

○（議長）ありがとうございました。ただ今の報告について質疑はありませんか。

「なし」の声

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。

報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（挙手の状況をみて）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって2番は原案可決いたしました。

3番について9番委員の調査報告をお願いします。

○（9番委員）農地法第4条の3番についての調査報告をいたします。農地の所在は記載のとおりで、地目は田です。農振区分は農用外です。面積は930㎡です。申請人は記載のとおりです。転用目的は太陽光発電施設で、太陽光パネルが265Wの224枚ということでした。転用理由としまして太陽光パネルの設置ということですのでございます。申請地はその他の農地です。自己資金、借入等の証明書も出されております。着工と完了は記載のとおりです。事業計画が出ておりますので報告したいと思います。土地の選定理由につきましては、日照時間が長く、自宅に近いため施設の管理上利便性が高いということですのでございます。事業の目的及び必要性としましては、太陽光発電施設の設置ということでした。事業計画の面積は先ほど言いました930㎡でございます。雨水、生活雑排水、汚水の処理については自然浸透で問題はないということです。水利組合からの同意書と隣地農地耕作者の承諾も得られています。調査

書をご覧ください。立地基準の農地の区分は、先ほど申しましたとおりその他の農地、第二種農地で転用候補地内の農地の区分の割合は100%です。農地の区分と転用目的としましては、第二種農地で、道路及び農地に囲まれており、これに替わる代替地も考えられない立地条件であるので、問題なくやむを得ないということでございます。一般基準といたしまして、1番、3番、4番、6番、8番に相当と判断いたしました。総合判断といたしまして、立地基準及び一般基準により、許可相当と判断いたしましたので、ご審議の方よろしくお願い致します。

- （議長）ありがとうございました。ただ今の報告について質疑はありますか。

「なし」の声

- （議長）質疑もないようですので、採決いたします。  
報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（挙手の状況を見て）

- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって3番は原案可決いたしました。  
日程第3・議第3号を議題といたします。事務局次長お願いします。

- （事務局次長）日程第3・議第3号 朗読

- （議長）次に1番について15番委員の調査報告をお願いします。

- （15番委員）では5条の1番について報告をいたします。土地の所在は記載のとおりです。地目は畑、面積は1,122㎡のうち578㎡でございます。譲渡人、譲受人は記載のとおりでございます。転用目的は個人住宅及び通路。転用内容は個人住宅建築面積102㎡、駐車場30㎡、庭364㎡、通路82㎡です。転用理由は個人住宅建設と通路の整備となっております。申請地は第一種農地でありまして、都市計画区域内の用途指定区域外でございます。着工と完了は記載のとおりでございます。事業計画書があがっておりますので、読み上げていきたいと思っております。土地の選定理由は、申請地は人吉市内の西側に位置し、大きな市道が北側にあり、東側にも市道があり交通量も多く交通の便が良い場所でございます。今回、一筆では面積が広すぎるので申請地の奥の方に個人住宅を建築することで計画しました。奥の方が騒音が少ない住宅地として静かであると思ったからでございます。また、実家が申請地から近くにあり、子どもが出来れば親達が散歩がてらに来てくれたり、面倒を見てくれたりで今後、年老

いていくにつれ足腰の強化を期待でき、また私も土地勘があり竹馬の友も多くなじみ深い土地柄であるので将来や今後の老後を考慮して選定をいたしました。事業の目的及び必要性でございますが、譲受人は郵便局に勤務しており、現在まで転勤を繰り返してきましたので、今後は郡内の郵便局異動で済みそうであります。現在、実家にて両親と同居しておりますが、この度結婚することになりましたので、結婚後は同居するにもいかないので思い切って新築を計画したものであります。計画の概要については先ほど申したとおりでございます。給排水の計画でございますが、上水道は北側道路内に埋設してある市の上水道に接続して利用する計画であります。雨水、生活雑排水、汚水の処理方法でございますが、生活雑排水は市の下水道を利用する計画であります。北側道路内に埋設してあるので接続します。雨水は、自然浸透、自然流下となりますが規模が小さいので問題になるとは思いません。被害防除計画でございますが、造成中の被害防除方策は、造成工事は平坦であり流失、たい積、崩壊などの対応策は不要であります。完成後の防除方策はガス、湧水、捨石及び粉塵により付近の農業への影響の有無、対応策は該当しません。隣接地に農地は休耕地であり住宅も一般的な個人住宅で床面積も小さく、平屋建てで低く小規模で影響はないものと考えております。万が一被害が発生した場合、当事者間で協議し円満に解決し他に迷惑をかけません。このように計画をされております。調査の結果、該当事項とした判断理由ですが、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地。転用候補地内の農地の区分別面積およびその割合は100%でございます。農地の区分と転用目的は、申請地は第一種農地であるが、集落と接続しており、これに替わる代替地も考えられない立地条件であるので、問題なくやむを得ないと思います。一般基準からみまして1番、3番、6番、8番に相当と判断いたしました。総合判断として、立地基準及び一般基準により、許可相当と判断しました。ご審議の方よろしくお願い致します。

- （議長）ありがとうございました。ただ今の報告について質疑はありませんか。
- （7番委員）申請地は1, 122㎡で転用面積が578㎡ですが、残りの農地はどうなるのでしょうか。分筆されて畑のままになるのでしょうか。
- （議長）事務局から説明をします。
- （事務局 堂坂主任）この土地はすでに分筆の申請を法務局に出されていますが、まだ正式に分筆が終わっていませんので、この時点では1, 122㎡のうち578㎡ということで記載をさせていただきました。通路部分を含んでの申請になりましたので、500㎡を上回っております。



- （15番委員）住宅を一番奥の方に建てられるということで、手前の右側に通路を入れる予定で申請をされました。
- （7番委員）分筆されているということですね。
- （事務局 堂坂主任）はい。残りの土地は農地として残されるということでした。
- （議長）よろしいでしょうか。ほかに質疑はありませんか。

「なし」の声

- （議長）質疑もないようですので、採決いたします。  
報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（挙手の状況を見て）

- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって1番は原案可決いたしました。  
2番について2番委員の調査報告をお願いします。
- （2番委員）おはようございます。それでは議第3号、農地法第5条許可申請に対する2番の報告をいたします。議案書をご覧ください。土地の所在は記載のとおりでございます。地目は田、面積は2筆の合計376㎡です。譲渡人、譲受人は記載のとおりです。転用目的は個人住宅です。農地の区分はその他の農地、第二種農地、都市計画区域内、用途指定区域外でございます。着工と完了は記載のとおりでございます。転用場所は別紙位置図のとおりです。調査書をご覧ください。立地基準は記載のとおりです。農地の区分はその他の農地、第二種農地です。一般基準として1番、2番、3番、6番、8番は適当と判断いたしました。総合判断として立地基準及び一般基準により、許可相当と判断いたしました。ご審議の方よろしくお願い致します。
- （議長）ありがとうございました。ただ今の報告について質疑はありませんか。

「なし」の声

- （議長）質疑もないようですので、採決いたします。  
報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

( 挙手の状況を見て )

○ (議長) 挙手多数につき異議なしと認めます。よって2番は原案可決いたしました。  
日程第4・議第4号を議題といたします。事務局次長お願いします。

○ (事務局次長) 日程第4・議第4号 朗読

○ (議長) それでは、事務局の説明をお願いします。

○ (事務局 坂井主席) おはようございます。お手元の資料をご覧ください。平成29年1月13日付で人吉市長から農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)についての意見決定を求められております。まず、1ページをご覧ください。農用地利用集積計画総括表になります。左側の今回について利用権設定の「田」が12,710㎡、「畑」が0、合計の12,710㎡あがってきております。一番下の所有権移転について「田」が0、「畑」が3,676㎡あがってきております。右側の本年度実績は記載のとおりです。次に2ページをご覧ください。利用権設定等状況一覧表(所有権移転関係)になります。今回、公社買い入れが2件、公社売り渡しが0、計2件ございました。次に3ページをご覧ください。利用権設定等状況一覧表になります。今回、新規が3件、再設定が3件の合計6件あがってきております。いずれの案件も本日お配りしております調査票のとおり、それぞれの地区の担当委員さんに調査、確認をしていただいております。よって全ての案件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上、報告を終わります。

○ (議長) ありがとうございます。ただ今の説明について質疑はありませんか。

「 なし 」の声

○ (議長) 質疑もないようですので、これから配布してあります案件調査表に目を通す時間を5分間ほどとります。9時40分まで各自で審査をお願い致します。

( 各自審査 )

○ (議長) 時間になりました。各自審査されての質疑はありませんか。

「 なし 」の声

○（議長）質疑もないようですので、採決をいたします。採決は所有権移転関係と貸借設定とに分けて行います。

所有権移転関係の1番、2番について原案説明のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況を見て ）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって原案可決いたしました。

次に貸借設定の1番から6番について原案説明のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況を見て ）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって原案可決いたしました。

日程第5・議第5号を議題といたします。事務局次長をお願いします。

○（事務局次長）日程第5・議第5号 朗読

○（議長）事務局からの説明をお願いします。

○（事務局 堂坂主任）ご説明いたします。本日、皆様のお手元にお配りしておりますが、A4横の議第5号別紙資料という1枚紙がありますでしょうか。非農地判断の一部取り消しについてということで、番号を振っておりませんが10筆記載させていただいております。昨年末に議決いただいた非農地がほとんどでございますが、中には26年、27年に議決した分も入っております。内容といたしましては、非農地判断後に営農を再開したとか栗が植えてあるところを山林だと見間違えたなどと本人たつての希望で農地から外して欲しくないということで、直接ご依頼があった分でございます。この10筆につきまして非農地の取り消しをお認めいただきました場合は、また農地として農地台帳にも復活させまして関係機関にも通知をして農地として扱っていきます。また荒らしておられる場合には、適正管理のお願いが必要になってくる農地かと思っております。昨年末に出した通知については今後、連絡がある可能性がございますので、取り消しの必要があれば総会にてまたご判断をいただきたいと思います。以上でございます。

○（議長）ただ今の説明について質疑はありませんか。

- （事務局 坂井主席）訂正をお願いしたいと思います。7番目、8番目になりますが、大野町と書いてありますが大畑町の間違いでございます。大畑町に書き換えをよろしくお願い致します。
  
- （19番委員）非農地判断の取り消しについて聞きますが、担当者は農地を見てからの間違いなのか本当に判断したときに荒れていたのかは分かると思いますけれども、そこを取り消して欲しいというのは二つ返事で取り消すのではなくて、荒れているのだからきちんと耕作してくださいと言うべきではないでしょうか。いつまで経っても調査をしなければいけなくなります。取り消しの理由について個別では分からないと思いますので、大体の理由を教えてください。
  
- （事務局 堂坂主任）本当に営農再開された筆もあります。取り消しの理由として多かったのは、山間部に囲まれているところに栗の木を植えられていて、遠くから見て山林だと判断をしてしまったところでした。本人さんから「農地だ」というご意見がありました。二つ返事で受けた訳ではなく、そのかわり農地として先ほど言いましたように適正管理をお願いするしかないかと思っております。
  
- （7番委員）完全に非農地として上げているところで農地に戻して欲しいということはありませんか。もし、取り消して欲しいと言われたらどうすればいいのでしょうか。
  
- （事務局長）そういうのは無いみたいです。私達もこういったことがないように最新のオルソ画像で全て判断をしましたが、どうしても栗園はオルソ画像で見ても荒れているようにしか見えません。ですが、実際に本人さんたちが「ネットを張って栗を収穫しています」とおっしゃって、確認をしたところ栗園だったということもありました。あとは皆さんが回られたのが一番暑いときの8月でその当時は確かに荒れていたけれども、そのあとに秋口から耕作を始められたとかのタイムラグもありました。貸していた際、借りている方の作業が遅れたという面で、残念ながら見間違いも若干ありました。以上です。
  
- （6番委員）私の担当が1番から3番までありますが、現状の話をさせていただきますと、九ノ木の2筆につきましては従来ご親戚の方が長く借りられていて水稻を作られていましたが、その後、息子さんの代になりまして息子さんも病弱ということもありまして長らく放置をしてありました。そして、隣接していた土地が長らく10年くらいにわたって立木も生えたりして非常に荒れておりました。取り消しが出されている2筆にも立木が生えておりました。そのようなことで、水稻の復旧の見込みはないな

と判断して26年、27年に議決をお願いしたわけですが、その後、今年3年目になりますが、所有者のお知り合いの方が非常に努力をされて開田をされて水稻を作られていました。当然、私は非農地が解消したとっておりましたが、非農地の取り消しということで判断をしたほうがいいなということで、取り消しを出させていただきました。今は立派な復旧田になっております。3筆目につきましては、長く周りも荒れておりますし、貸していた方が2、3年病気をされておられまして、放置をされておりました。少し元気になられて私が調査に行ったときに「私が頑張るって作るので農地に戻して欲しい」と言われました。そのようなことがあって、取り消しをお願いしました。私の担当地区の3筆についてはこのような理由ですので、補足説明をさせていただきます。よろしくお願い致します。

○（議長）よろしいでしょうか。ほかに質疑はありませんか。

「なし」の声

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。原案のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況を見て ）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって原案可決いたしました。

これで本日の議事は全部終了いたしました。

来月の定例総会は、24日（金曜日）午前9時00分から今日と同じこの階議員控室で開催予定です。

（ 9時50分 終了 ）